

制 定 平成 18 年 10 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条の 2 の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として区域ごとに障がい者基幹相談支援センターを設置し、第 4 条各号に掲げる業務を実施することにより、地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）の機能を担い、担当する区域において地域生活支援拠点等の面的な整備・充実を推進し、もって障がい福祉サービス事業者等による連携体制を身近な区域で構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とし、市長が適切に事業運営ができると認める指定一般相談支援事業又は指定特定相談支援事業を行う者に委託して実施する。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、原則として、大阪市内に居住し、地域で生活する障がい者等、又は障がい者等の介護を行う者等とし、相談支援の利用が必要であり、かつそれを希望する者とする。本事業を継続して利用することを希望する者は、「障がい者基幹相談支援センター一事業利用登録届」（様式 1 号）を本事業の実施事業者に提出するものとし、実施事業者は「障がい者基幹相談支援センター事業利用登録者名簿」（様式 2 号）を作成しなければならない。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 障がい者相談支援事業

次の事項につき、障がい者、障がい児又はその保護者や障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ①福祉サービスの利用援助（情報提供、連絡調整等）
- ②社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導・利用支援等）
- ③社会生活力を高めるための支援
- ④ピアカウンセリング
- ⑤権利の擁護のために必要な援助
- ⑥専門機関の紹介

(2) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応

①専門的な知識を有する職員を配置し、区保健福祉センター等の関係機関と連携のうえ、支援が困難なケースに対応すること

②地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携のうえ、触法障がい者等への支援に対応すること。

③地域の障がい者につき、障がい特性等に起因して緊急の事態が生じた場合など相談対応が必要な場合には、各区保健福祉センター等と連携し適切に対応すること

また、緊急の対応が必要となる場合において、開所時間外や土曜、日曜、休日（国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいう。以下同じ。）を含め、相談支援や関係機関と連絡・調整等の必要な支援が行える体制を整備すること

(3) 地域の相談支援体制強化の取組

①各区保健福祉センターからの依頼に応じて、計画相談支援に係る指定特定相談支援事業所の選定を、適切かつ公平に行うこと

②地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、担当区域内の指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者等に対する後方支援として、情報提供や専門的な助言等を行うこと

③地域包括支援センターなど地域の各種相談機関等との連携について、連携のための会議に参画することなどにより連携強化の取組を行うこと

④様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有する「総合的な支援調整の場（つながる場）」に積極的に参画するなど、各区保健福祉センターに協力して、包括的な相談支援体制の構築に取り組むこと

(4) 区地域自立支援協議会の取組

①各区保健福祉センターと連携して、区地域自立支援協議会の企画・運営、地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画すること

②区地域自立支援協議会において、個別事例を情報共有のうえ、課題解決及び地域課題の抽出のため、関係機関が連携して適切に対応できるように取り組むこと。

③区地域自立支援協議会において総合的に課題を集約し、地域ニーズに合わせた既存の社会資源の改善又は新たな社会資源の開発に向けた取組を行うこと

(5) 地域移行の推進等に向けた取組

①障がい者支援施設の入所者や職員等に対して、地域生活への移行に関する情報提供や顔の見える関係づくり等の取組を行うこと

②障がい者支援施設等からの地域移行支援に係るコーディネートを行うこと

③親元からの自立等に向けた相談に応じ、様々な体験等の機会が得られるようにコーディネートを行うこと

(6) 権利擁護・虐待の防止のための取組

①障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 32 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の業務を、各区保健福祉センターと連携して実施すること

- ・ 障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は届出の受理
 - ・ 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと
- ②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条に係る障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、適切な対応を行うこと
- ③成年後見制度の利用や日常的な金銭管理に係る相談に応じ、専門機関へのつなぎ等の適切な支援を行うこと

(7) 地域の計画相談支援を行う人材育成の取組

- ①研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等により、地域の相談支援事業者の人材育成の支援に努めること
- ②相談支援従事者研修のインターバルにおける研修受講者を受け入れて課題実習に対する適切な助言を行う等、新たな相談支援専門員の養成の取組を行うこと
- ③地域の相談支援体制を強化できるよう、新規の指定特定相談支援事業所等の開設促進の取組を行うこと

(8) 本市からの周知や広報啓発活動への協力

障がい者施策等に関する周知やあいサポート研修をはじめとする各種広報啓発活動、本事業に関わる状況調査等に協力すること

(職員の配置)

第5条 本事業の実施にあたり、区域ごとに常勤職員3名を配置し、加えて、各区域の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の支給決定者数概ね600人ごとに1名の非常勤職員を配置することを基本とする。常勤職員のうち、1名は主任相談支援専門員又はこれに相当する実務経験者とする。

2 本事業の実施事業者が、前条各号に掲げる業務を円滑に実施できるものとして、前項に掲げる職員配置と異なる提案をした場合、本市はその提案内容を勘案して、これを認めることができる。この場合、少なくとも、次に掲げる職員を配置しなければならない。

(1) 本事業で実施するすべての業務を総括する職員として、常勤の主任相談支援専門員又はこれに相当する実務経験者1名

(2) 困難ケースなど個別事例への対応に従事する職員1名

(3) 特に地域の関係機関等との連携強化にかかる業務に従事する職員1名

ただし、第2号又は第3号のうち、いずれか1名は常勤職員を配置しなければならない。

3 主として前条各号に掲げる業務に従事する職員は、原則として、相談支援専門員である社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護福祉士等、又は相談支援専門員であって、相談支援に関する専門的技術を有する者でなければならない。ただし、前条第1号④のみに従事する職員については、この限りではない。

(職員の責務)

第6条 本事業に従事する者は、利用者および利用者家族のプライバシーの尊重に留意するとともに、個人情報を関係機関と共有する場合は、書面にて利用者の同意を得なければならない。

(事業実施計画の届出)

第7条 本事業の実施事業者は、年度ごとに「障がい者基幹相談支援センター事業実施計画書」(様式3号)を提出しなければならない。

(相談支援記録の整備及び実施状況の報告)

第8条 本事業の実施事業者は、利用者の相談支援の記録を整備するとともに、事業の実施状況について、各月ごとに「障がい者基幹相談支援センター事業実施状況報告書」(様式4号)を作成し、翌月の15日までに提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 本事業の実施事業者は、市長に対し、本事業の執行状況について、「障がい者基幹相談支援センター事業実績報告書」(様式5号)を会計年度終了翌月の15日までに提出しなければならない。

(利用登録の解除)

第10条 利用者が本事業の利用登録を解除しようとするときは、「障がい者基幹相談支援センター事業利用登録解除届」(様式6号)を提出するものとする。また、6ヶ月以上の入院や入所、大阪市外への転出、死亡等により利用の継続が必要でない場合は、実施事業者は登録の抹消を行うものとする。

(記録の保管)

第11条 本事業の実施にあたり作成された相談記録等は、利用登録解除の後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、業務を所管する課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1号)

しょう しやきかんそうdanしえん
障がい者基幹相談支援センター事業利用登録届

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

(センター名)

くしょう しやきかんそうdanしえん
区障がい者基幹相談支援センター 様

もうしこみしゃ じゅう しょ
(申込者) 住 所
し めい
氏 名
れんらくさき
連絡先

登録する障がい者の状況						
フリガナ						
し めい 氏 名						
せいねん がつ 生年月日	しょうわ へいせい れいわ せいれき 昭和・平成・令和・西暦	ねん 年	がつ 月	にち 日	ねんれい 年齢	
じゅう しょ 住 所						
しょう しや 障がい者 てちょうとう じょうきょう 手帳等の状況	・身体障がい者手帳 (きゅう 級) (しょう 障がい) りょういくてちょう ・療育手帳 (きゅう 級) せいしんじょう しゃほけん ふくしてちょう ・精神障がい者保健福祉手帳 (きゅう 級) た ・その他 ()					
ほごし やしめい 保護者氏名 (18歳未満の方)						
その他						

障がい者基幹相談支援センター事業利用登録者名簿

(様式2号)

令和 年度 障がい者基幹相談支援センター事業実施計画書

(様式3号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

法人所在地

法人名称

代表者職名・氏名

1 事業所の状況

事業名称	区障がい者基幹相談支援センター
事業の管理者氏名	
所在地	
電話	
FAX	
開所日	
開所時間	
e-mail	
ホームページ	
同一場所で実施している事業	
実施法人で実施している その他の事業	

2 事務室について

事務室	m ²	
相談室	m ²	
その他 ()	m ²	

3 職員の状況

	氏名	資格等		従事時間区分 (常勤・ 非常勤)	専任・ 兼務	勤務時間	週当たり実勤務時間数
		相談支援 専門員	他の 専門資格				
1				常勤			
2				常勤			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							

4 従事者の勤務表

	氏名	日	月	火	水	木	金	土	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									

5 ピアカウンセラーの状況

	氏名	障がい名	資格等	実施曜日	実施時間	担当する障がい
1						
2						
3						
4						
5						

6 時間外・休日・年末年始の対応

--

7 業務ごとの具体的な実施計画

① 障がい者相談支援業務

相談受付件数の見込み	〇件／月	仕様書上想定する相談受付件数	〇件／月

② 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応

③ 地域の相談支援体制強化の取組

④ 区地域自立支援協議会の取組

⑤ 地域移行の推進等に向けた取組

⑥ 権利擁護、虐待の防止のための取組

⑦ 地域の計画相談支援を行う人材育成の取組

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the sample size, the third column lists the mean, and the fourth column lists the standard deviation.

⑧ 本市からの周知や広報啓発活動への協力

1. **What is the primary purpose of the proposed legislation?**

⑨ その他の取組

As a result, the following recommendations are made:

【参考】併設する指定相談支援事業所の職員配置の状況

令和 年度 障がい者基幹相談支援センター事業予算書

区障がい者基幹相談支援センター

1 歳入

科目	金額	内訳
業務委託料		
合計	0	

2 歲出

職員経歴書

ふりがな 氏 名		年 齢	歳
生年月日			
現 住 所			
職 歴			
資 格 等			
相談・援助 の 経 歴			
備 考			

障がい者基幹相談支援センター事業実施状況報告書（令和 年 月分）（様式4号）

区 障がい者基幹相談支援センター

1 利用登録者数(継続支援対象者の実人数)

	前年度末登録者数	当月新規登録者数	当月登録解除者数	当月末登録者数
視覚				
聴覚				
肢体				
内部				
難病				
重心				
知的				
精神				
発達				
高次脳				
障がい児				
その他				
合計				

2 相談者数(実人数)

		当月相談人数	左の内、今年度初相談者	当月末までの累計延べ人数	当月末までの累計実人数
視覚	者				
	児				
聴覚	者				
	児				
肢体	者				
	児				
内部	者				
	児				
難病	者				
	児				
重心	者				
	児				
知的	者				
	児				
精神	者				
	児				
発達	者				
	児				
高次脳	者				
	児				
その他	者				
	児				
合計	者				
	児				
総合計					

3 相談受付及び支援件数（受付件数≤支援件数）

4 ピアによる相談支援件数（上記3の内数）

5 地域移行等にかかる相談受付件数（入所先別、上記3の内数）

	障がい者支援施設から	児童施設から	精神科病院から	矯正施設から	生活保護施設から	親元等からの自立
件数						

6 相談受付件数(総数)

		当月受付件数	当月末までの累積件数
件数			
うち、障がい児			

7 支援件数(総数)

		当月支援件数	当月末までの累積件数
件数			
うち、障がい児			

8 相談受付ルート

本人	家族	知人・近隣住民等	行政機関	障がい福祉サービス事業所	高齢者関係機関	医療機関	就労関係機関	教育機関	生活困窮関係機関	その他	合計

9 相談受付方法

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計

10 触法等にかかる相談受付件数（相談元別、上記3の内数）

	大阪府地域生活定着支援センターから	矯正施設から	保護観察所から	警察・検察から	弁護士から	その他
件数						

11 計画相談支援に係る指定特定相談支援事業所の選定

		当月の件数	当月末までの累積件数
依頼件数			
選定件数			

12 区地域自立支援協議会

(1)各種会議等への参加

	本会	運営委員会等	部会	その他	合計
参加回数					

主な会議・催事名	種別	開催日	開催場所	主な議題・内容

(2)個別事例の検討の状況

事例検討実施回数

会議名	開催日	検討対象ケースの数	参加事業者・機関数

13 開所時間外の相談対応

(1)開所時間外の対応実人数

		当月対応 人数	左の内、今年 度初対応の 者	当月末までの 累計延べ人 数	当月末までの 累計実人数
視覚					
聴覚					
肢体					
内部					
難病					
重心					
知的					
精神					
発達					
高次脳					
その他					
合計					

(2)開所時間外の対応件数(延べ件数)

		当月対応 件数 (延べ)	当月末までの 累積件数
視覚			
聴覚			
肢体			
内部			
難病			
重心			
知的			
精神			
発達			
高次脳			
その他			
合計			

(3) 開所時間外の相談対応の内訳

ア. 対応時間帯別

対応をした日・時間帯	対応件数
平日の時間外	件
休日の昼間	件
休日の時間外	件
合計	件

イ. 対応の要請者別

時間外対応を要請した者	対応件数
本人から	件
家族から	件
障がい福祉サービス等事業者から	件
家主や不動産業者から	件
知人・近隣住民から	件
警察・消防から	件
医療機関から	件
その他	件
合計	件

ウ. 対応の内容別

時間外対応の内容	対応件数
病気・怪我等の発生	件
精神症状の悪化	件
日常生活上のアクシデント	件
近隣とのトラブル	件
予約による対応	件
その他	件
合計	件

(4) 24時間対応の対象者数

	前月末の対象者数	当月新規対象者数	当月解除対象者数	当月末対象者数
視覚				
聴覚				
肢体				
内部				
難病				
重心				
知的				
精神				
発達				
高次脳				
その他				
合計				

14 指定相談支援事業者等に対する情報提供・専門的助言

	個別支援に関する助言等	事業運営に関する助言等	専門機関の紹介等の情報提供	その他	合計
特定相談支援事業者 障がい児相談支援事業者					
一般相談支援事業者					
障がい福祉サービス事業者					
その他					
合計					

15 個別のケース検討会議・他機関との連絡会等の開催・出席

種別	参加回数	うち、つながる場
自センター主催ケース検討会議		
他機関主催ケース検討会議		
他機関との連絡会等		

※ 主な会議内容について、下記にご記載ください。

会議名					
開催日		開催場所			参加人数
会議の主催			その他の場合→		
主な参加者					
議題または検討したケースの概要					

会議名					
開催日		開催場所			参加人数
会議の主催			その他の場合→		
主な参加者					
議題または検討したケースの概要					

会議名					
開催日		開催場所			参加人数
会議の主催			その他の場合→		
主な参加者					
議題または検討したケースの概要					

会議名					
開催日		開催場所			参加人数
会議の主催			その他の場合→		
主な参加者					
議題または検討したケースの概要					

19 センター業務として主催した行事等

行事名	開催日	内容・対象者など	参加人数

20 指定相談支援事業の取扱件数

(1)計画相談支援事業・障がい児相談支援事業

	計画策定	モニタリング
計画相談支援		
障がい児相談支援		
合計		

(2)地域移行支援事業

	移行支援	当月退院 退所
地域移行支援		

(3)地域定着支援事業

	体制確保	緊急時 支援(Ⅰ)
地域定着支援		

21 その他

今月関わったケースの中で、特に支援に注力したケースや、支援の手法が他の区基幹センター等でも参考になると思われるケースなどについて、その概要を記載してください。ただし、事例検討の参考資料として活用することができますので、個人の特定ができるような内容・表現は避けてください。

大阪市長様

法人所在地 _____
法人名称 _____
代表者職名・氏名 _____

令和 年度 障がい者基幹相談支援センター事業実績報告書

標題について、次のとおり報告します。

区 障がい者基幹相談支援センター

1 利用登録者数(継続支援対象者の実人数)

	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数
視覚				
聴覚				
肢体				
内部				
難病				
重心				
知的				
精神				
発達				
高次脳				
障がい児				
その他				
合計				

2 相談者数(実人数)

		当年度の月平均相談人数	当年度の相談実人数
視覚	者		
	児		
聴覚	者		
	児		
肢体	者		
	児		
内部	者		
	児		
難病	者		
	児		
重心	者		
	児		
知的	者		
	児		
精神	者		
	児		
発達	者		
	児		
高次脳	者		
	児		
その他	者		
	児		
合計	者		
	児		
総合計			

3 相談受付及び支援件数（受付件数≤支援件数）

4 ピアによる相談支援件数（上記3の内数）

5 地域移行等にかかる相談受付件数（入所先別、上記3の内数）

	障がい者支援施設から	児童施設から	精神科病院から	矯正施設から	生活保護施設から	親元等からの自立
件数						

6 相談受付件数(総数)

	当年度の総受付件数	当年度の月平均受付件数
件数		
うち、障がい児		

7 支援件数(総数)

	当年度の総支援件数	当年度の月平均支援件数
件数		
うち、障がい児		

8 相談受付ルート

本人	家族	知人・近隣住民等	行政機関	障がい福祉サービス事業所	高齢者関係機関	医療機関	就労関係機関	教育機関	生活困窮関係機関	その他	合計

9 相談受付方法

電話	メール	来所	訪問	同行	その他	合計

10 触法等にかかる相談受付件数（相談元別、上記3の内数）

	大阪府地域生活定着支援センターから	矯正施設から	保護観察所から	警察・検察から	弁護士から	その他
件数						

11 計画相談支援に係る指定特定相談支援事業所の選定

	当年度の件数
依頼件数	
選定件数	

12 区地域自立支援協議会

	本会	運営委員会等	部会	その他	合計
参加回数					

事例検討実施回数	
検討対象ケースの数	
参加事業者・機関数	

13 開所時間外の相談対応

(1) 対応人数

	当年度の 対応延べ人数	当年度の 対応実人数
視覚		
聴覚		
肢体		
内部		
難病		
重心		
知的		
精神		
発達		
高次脳		
その他		
合計		

(2) 対応件数(延べ件数)

	当年度の 対応件数
視覚	
聴覚	
肢体	
内部	
難病	
重心	
知的	
精神	
発達	
高次脳	
その他	
合計	

(3) 対応件数の内訳(延べ件数)

ア. 対応時間帯別

緊急対応をした日・時間帯	対応件数
平日の時間外	件
休日の昼間	件
休日の時間外	件
合計	件

イ. 対応の要請者別

緊急対応を要請した者	対応件数
本人から	件
家族から	件
障がい福祉サービス等事業者から	件
家主や不動産屋から	件
知人・近隣住民から	件
警察・消防から	件
医療機関から	件
その他	件
合計	件

ウ. 対応の内容別

緊急対応の内容	対応件数
病気・怪我等の発生	件
精神症状の悪化	件
日常生活上のアクシデント	件
近隣とのトラブル	件
予約による対応	件
その他	件
合計	件

(4)24時間対応の対象者数

	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数
視覚				
聴覚				
肢体				
内部				
難病				
重心				
知的				
精神				
発達				
高次脳				
その他				
合計				

14 指定相談支援事業者等に対する情報提供・専門的助言

	個別支援に関する助言等	事業運営に関する助言等	専門機関の紹介等の情報提供	その他	合計
特定相談支援事業者 障がい児相談支援事業者					
一般相談支援事業者					
障がい福祉 サービス事業者					
その他					
合計					

15 個別のケース検討会議・他機関との連絡会等の開催・出席

種別	参加回数	うち、つながる場
自センター主催ケース検討会議		
他機関主催ケース検討会議		
他機関との連絡会等		

16 相談支援従事者研修におけるインターバル課題の受け入れ

種別	受入人数
初任者研修におけるサービス等利用計画案に対するアドバイス	
現任研修における実践例に対する助言	
現任研修における協議会への参加(協議会に係る説明を含む。)	

17 虐待防止対応

(1)通報・届出受理件数

	身体的	性的	ネグレクト	心理的	経済的	セルフ ネグレクト	合計
視覚							
聴覚							
肢体							
内部							
難病							
重心							
知的							
精神							
発達							
高次脳							
その他							
合計							

(2)コアメンバー会議等参加件数

立入調査同行	
コアメンバー会議参加	
個別ケース会議参加	
モニタリング	

18 差別解消法にかかる相談受付件数

	①商品・ サービス	②福祉サービ ス	③公共交通 機関	④住宅	⑤教育	⑥医療	⑦その他	合計
視覚								
聴覚								
肢体								
内部								
難病								
重心								
知的								
精神								
発達								
高次脳								
その他								
合計								

19 指定相談支援事業の取扱件数

(1)計画相談支援事業・障がい児相談支援事業

	計画策定	モニタリング
計画相談支援		
障がい児相談支援		
合計		

(2)地域移行支援事業

	移行支援	当月退院 退所
地域移行支援		

(3)地域定着支援

	体制確保	緊急時 支援(Ⅰ)
地域定着支援		

(様式6号)

しょう しやきかんそうdanしえん じぎょうりようとうろくかいじょとどけ
障がい者基幹相談支援センター事業利用登録解除届

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

せんた一めい
(センター名)

くしょう しやきかんそうdanしえんせんた一さま
区障がい者基幹相談支援センター 様

とどけでしゃじゅうしょ
(届出者)住 所

しめい
氏 名

れんらくさき
連絡先

かきもの しょう しやきかんそうdanしえん じぎょうりようとうろくかいじょ
下記の者について、障がい者基幹相談支援センター事業の利用登録を解除してください。

記

しょう しやしめい
障がい者氏名

りゆう
理由